



京都市世界文化遺産保護条例（仮称）の条例骨子案について

皆様からのご意見を募集します！

募集期間：2025年2月13日（木）～2025年4月28日（月）

日本共産党京都市会議員団では、2025年度9月市会での「京都市世界文化遺産保護条例」（仮称）提案を目指しています。

世界遺産「古都京都の文化財」は、京都市、京都府宇治市、滋賀県大津市にまたがって所在する、17の寺社などから構成されます。1994年に登録され、30年の節目を迎えました。これまで多年にわたる多くの皆様のご努力により世界遺産が守られてきた一方、その保護をめぐる課題もあります。条例を制定することにより、京都市内に所在する世界遺産を将来にわたって継承していくための取組をより強く推進することになります。

この度、「京都市世界文化遺産保護条例（仮称）の条例骨子案」を取りまとめましたので、十分に議論や合意形成を尽くすため、下記のとおり、同条例の骨子案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

提出方法

① 意見募集フォーム

下記のURL又は二次元コードの意見募集フォームからご提出ください。

URL：<https://forms.gle/KzwrY4oVR773cTBq8>



▲意見募集フォーム
はこちら

② 上記のほか、以下の宛先に、電子メール、FAX、郵送、持参でご提出いただくこともできます。

・電子メール info@cpgkyoto.jp

※メールの件名は「世界遺産条例意見」としてください。

・FAX、郵送、持参

日本共産党京都市会議員団（京都市役所本庁舎2階）
〒604-8571 京都市中京区河原町御池 京都市役所内
TEL：075-222-3728 FAX：075-211-2130

※本リーフレット末尾に付属のご意見記入用紙をご活用ください（他の用紙でも結構です）。

日本共産党京都市会議員団

発行：2025年2月 京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL：222-3728

FAX：211-2130

HPIはこちらから



世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」について

世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」（以下「古都京都の文化財」という。）は、1994年、世界文化遺産に登録され、30年が経過しました。「古都京都の文化財」は京都市、宇治市（京都府）、大津市（滋賀県）にある、以下の13の寺院、3つの神社、1つの城から構成されています。

※条例の適用対象は京都市域に限ります

名称（通称）	主な所在地
賀茂別雷神社（上賀茂神社）	京都市北区
賀茂御祖神社（下鴨神社）	京都市左京区
教王護国寺（東寺）	京都市南区
清水寺	京都市東山区
延暦寺	滋賀県大津市
醍醐寺	京都市伏見区
仁和寺	京都市右京区
平等院	京都府宇治市
宇治上神社	京都府宇治市
高山寺	京都市右京区
西芳寺	京都市西京区
天龍寺	京都市右京区
鹿苑寺（金閣寺）	京都市北区
慈照寺（銀閣寺）	京都市左京区
龍安寺	京都市右京区
本願寺	京都市下京区
二条城	京都市中京区



賀茂別雷神社 楼門・廻廊



天龍寺 庭園



本願寺 本堂

用語解説

- ・**顕著な普遍的価値（OUV）** 国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値。
- ・**構成資産** 世界文化遺産となりうる対象の「顕著な普遍的価値」を具体的に証明するものとして選ばれた資産のこと。構成資産とするためには、文化財保護法に基づいて、国から国宝、重要文化財や特別名勝・名勝などに指定される必要がある。遺産の現状変更行為が規制されている。
- ・**緩衝地帯** 構成資産を保護するために設定された範囲（コアゾーン）を取り囲む地域。バッファゾーンとも言う。法的又は慣習的手法によって、補完的な利用・開発規制を行うことが求められる。

「古都京都の文化財」について、世界文化遺産登録時の「推薦書」には、次のように紹介されています。

京都は794年に都城、平安京として建設され、以来、千年以上にわたり日本の首都として栄えた日本文化の中心地である。

そこは東、北、西の三方を豊かな緑の山で囲まれた盆地であり、中心市街地は内乱や火災でしばしば焼失したが、周囲の山麓山中には各時代の文化資産が蓄積してきた。また、16世紀末以降の資産は中心部においても火災を逃れたものが残っている。

推薦する「古都京都の文化財」は、17の文化資産からなる。これらは、古都京都を特徴づける歴史的記念物であり、地域的にも時代的にも古都京都を説明するに足る文化資産群である。



清水寺 本堂

また、2013年に開催された世界遺産委員会で採択された、「古都京都の文化財」の「顕著な普遍的価値の言明」（世界遺産に推薦する資産の価値を簡潔に説明した文章）の冒頭には、以下のように書かれています。

古都京都の文化財は、京都府京都市及び宇治市ならびに滋賀県大津市の3市に所在する17の構成資産から成る。古代中国の都城を模して西暦794年に建設された京都は、それ以降、19世紀半ばに至るまで日本の首都であると同時に、文化の中心であり続けている。

千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している。17の構成要素を形成している198棟の建造物及び12の庭園のほとんどは、10世紀から17世紀にかけて建築・作庭されたものである。

登録された17の構成要素は二条城を除き、すべて宗教施設である。総面積は1,056ha、周辺の緩衝地帯は3,579haである。

「顕著な普遍的価値の言明」には、資産を構成する建造物や庭園が、各時代の様式を代表するものであることや、千年以上にわたり用いられてきた伝統的な形態・装飾・材料・技能によって修復するよう努力され、今日でも細部にわたって建築当時の姿を知ることができるようにしていることなどが書かれています。

「古都京都の文化財」に関する詳しい情報につきましては、京都市情報館（市ホームページ）内の「世界遺産『古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）』」をご覧ください。



世界文化遺産保護条例（仮称）の制定の趣旨について

はじめに

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）は1972年採択され、1975年12月に発効し、我が国においては1992年に発効しています。文化遺産及び自然遺産を全人類のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としています。



教王護国寺 五重塔

京都府・滋賀県（京都市、宇治市、大津市）にまたがる17遺産を構成資産とする「古都京都の文化財」は、1994年に世界遺産として登録され、そのうち14構成資産が京都市に所在しています。これらの資産は、既存の法令のみならず、多年にわたる遺産所有者や住民・事業者・専門家・観光客をはじめ「古都京都の文化財」を愛する多くの方々のご努力により守られてきました。2023年3月、京都府・滋賀県・宇治市・大津市と共同し「世界遺産『古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）』包括的保存管理計画」（以下「包括的保存管理計画」という。）を策定し、今日に至っています。

今回の条例の目的は、第1に、京都市としてより強い世界遺産保護の意思表示を行うことです。第2に、包括的保存管理計画に具体化された施策の推進について、他都市でも行われている条例による裏付けを行うことです。第3に、議会の関与を明確にするとともに、審議会設置により京都市における世界遺産保護の執行体制を補強すること、市民参加の仕組みを制度的に保障することにより、世界遺産保護をより確かなものにするににあります。

独自条例で先行する自治体の経験に謙虚に学びつつも、京都市独自の条例を制定することによって、世界遺産「古都京都の文化財」の顕著な普遍的価値（OUV）を将来にわたって継承しようという趣旨で提案させていただきました。

京都市で生じている世界遺産保護の課題

（1）資産保護をめぐる

総務省は「世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査に基づく勧告」（平成28年1月）において、構成資産の保護をめぐり、所有者等が現状変更の許可（文化財保護法）を得ず史跡内に建築物を設置するなどの例が、3構成資産（3遺産）3件見られたと指摘。所見として、京都市などの自治体に対し、文化財保護指導委員等による巡視活動の充実などを求めました。

この間、賀茂御祖神社（下鴨神社）の大型倉庫建設、二条城北西角の駐車場建設、鹿苑寺（金



賀茂御祖神社 楼門・廻廊

閣寺)庭園内の「北山大塔」推定地をめぐっても、資産範囲の保護の在り方が問われる事態となりました。

(2) 緩衝地帯の保全をめぐる課題

京都市は、2007年に新景観政策を策定し、その後も眺望景観創生条例の改正により2018年に事前協議制度を創設し、世界遺産保護が強化されているとしています。しかしながら、賀茂御祖神社(下鴨神社)緩衝地帯におけるマンション建設、仁和寺緩衝地帯におけるホテル建設をめぐり紛争が生じるなど、緩衝地帯の保全は十分とは言えません。

(3) 住民参加によって課題が解決された事例

緩衝地帯において、既存の国内法および条例では「適法」として京都市が当初許可あるいは手続き中であった開発や建築をめぐっても、住民運動によって事業者側に計画を変更させ、緩衝地帯の環境・景観が守られた事例が、包括的保存管理計画にも紹介されています。このことは、たとえ「適法」であったとしても世界遺産保護の観点から課題がある場合に、市民参加が重要な役割を果たすことを示しています。



仁和寺 二王門

- ・仁和寺緩衝地帯におけるコンビニエンスストア・ガソリンスタンド計画の中止
- ・慈照寺(銀閣寺)緩衝地帯における「半鐘山宅地開発」大幅計画変更
- ・慈照寺(銀閣寺)緩衝地帯における「哲学の道・企業保養所跡地における宅地開発」中止

世界遺産保護行政の強化・検証・見える化と市民参加が必要

世界遺産に関する専門知識を有する文化財保護課は、「事前協議制度」には参加するものの、緩衝地帯の保全に関して、都市計画局の内部検討および建築審査会、美観風致審議会、都市計画審議会などには加わっていません。そのため、顕著な普遍的価値(OUV)に照らした専門的な検証が十分な体制とは言えませんし、世界遺産保護の観点からの検討過程も公開されていないことが課題となっています。

世界遺産保護審議会の設置によって、世界遺産保護の観点からの検証する体制を強化するとともに、その過程についても市民に「見える化」し、「市民参加」を図ることによって、その保存管理により多くの市民・専門家の理解と協力が得られ、かつ、世界遺産保護にかかわる法令・制度の不断の改善が可能となります。

全国で広がる世界遺産保護条例

我が国においては、現行法令の遵守により、世界文化遺産の顕著な普遍的価値を守ることを方針としており、特別な法律は制定していません。しかしながら、2005年の「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する「和歌山県世界遺産条例」を皮切りに、自治体独自の条例制定が急速に広がり、関連施策の基本となる条例を制定しているところが4つの世界遺産（4道県・3市）、アセスメント手続や影響評価委員会・専門家会議に関する条例を制定しているところは3自治体、他に基金・施設設置、記念日、協力金制度など多彩な条例が整備され、世界遺産保護行政を充実させています。現時点で、26の世界遺産のうち、13の世界遺産につき33条例が制定されています。



二条城 二の丸御殿遠待及び車寄

世界遺産登録から30年の節目にあたり、千年以上にわたる日本文化の中心として顕著な普遍的価値を有する「古都京都の文化財」を後世に引き継ぐために、京都市世界文化遺産保護条例の制定を目指し、市民の皆様に、骨子案をお示しします。

「京都市世界文化遺産保護条例」（仮称）骨子案について

世界文化遺産保護条例の制定の目的

京都市域における「古都京都の文化財」の保全に関して

- ・基本理念を定める
- ・市の責務及び市民等の役割を明らかにする
- ・「古都京都の文化財」の保全に関する施策を総合的に推進
- ・千年以上にわたる日本文化の中心として顕著な普遍的価値を有する「古都京都の文化財」を後世に引き継ぐ

基本理念

- ・世界遺産「古都京都の文化財」の保全に関する施策により、
 - (1) 資産およびそれを取り巻く環境の良好な景観の形成並びに自然環境の保全及びその適正な利用の確保が図られる
 - (2) 構成する個々の文化財が適切に保存・管理される
- ・遺産の所有・管理者、「古都京都の文化財」が所在する他都市との連携



慈照寺 銀閣

各主体の責務と役割

- ・京都市の責務 総合的な施策推進・実施、国・他都市・関係団体等との連携
- ・市民および来訪者の役割 世界文化遺産への理解を深め、施策への協力に努めること
- ・事業者の役割 世界文化遺産の保全に配慮した事業活動

具体的な施策

○市の施策の策定にあたって世界文化遺産の保護を配慮

○良好な景観の形成等

現在の取組：都市計画・景観行政による資産・緩衝地帯・

歴史的都市景観の保全

○古都京都の文化財の構成する個々の文化財の適切な保存等

現在の取組：文化財保護法に基づく保存と継承、防火・防犯、所有者を中心とした保存管理への支援

○来訪者の集中による影響の防止

現在の取組：交通混雑緩和、観光混雑緩和、マナー啓発、持続可能な文化観光など

○保全に関する学習の機会の提供等

現在の取組：小学生への冊子「京都再発見帖」の配布、生涯学習、積極的な公開と保全のバランス、観光案内、多言語対応など



龍安寺 方丈庭園

○情報開示及び議会との関与、審議会の設置、市民参加

・市は、世界遺産の保存管理状況について、定期的に市会に報告する。

・市は、世界遺産の保存管理状況について、市民等から申し立てを受けた場合、

調査し、必要な措置をとる。市民等は、その市の措置に不服がある場合、世界文化遺産保護審議会に申し立てを行うことができる。

・有識者による世界文化遺産保護審議会を新たに設置し、以下の検証を行う。

①定期的に世界遺産の保存管理状況の報告をうけ検証する。

②市民等からの申し立てがあれば、検証する。

③検証の結果を公表し、必要があれば市長に建議することができる。

○市民などの自発的な活動を促進するための措置

○巡視の実施など

○財政上の措置



鹿苑寺 庭園

京都市世界文化遺産保護条例（仮称）の条例骨子案に関するご意見記入用紙

募集期間：2025年2月13日（木）～2025年4月28日（月）【必着】

1. 条例名について
2. 条例制定の趣旨について
3. 骨子案について
4. その他条例全般について
ご提出いただいたご意見の趣旨とそれに対する見解等については、日本共産党京都市会議員団ホームページで公表させていただきます。
任意記入 ご意見を取りまとめる際の参考としますので、○の記入をお願いします。 ①お住まい： 京都市在住 京都市通勤・通学（京都市在住を除く。） その他（ ） ②年齢： ～19歳 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳～ ③職業等： 会社員 自営業 学生 児童・生徒 無職 その他（ ）
差し支えなければ、お名前、ご住所、ご連絡先をお書きください。 お名前 _____ ご住所 _____ ご連絡先（電話番号・メールなど） _____